

様式 No. 2

港 濟 調 查

指定統計第6号

卷之三

遼 蘭 省

調査期日 毎年3月31日

この調査は、指定統計として、統計法(昭和 22 年法律第 18 号)及び港湾調査規則(昭和 26 年運輸省令第 13 号改正)に基いて行なわれる港湾調査の一部で、港湾の実態を明らかにし、港湾の開発、利用及び管理の上に極めて重要な資料となるものであります。

この調査の結果、知られた人、法人又はその他の団体の秘密に属する事項については、絶対他に洩れることはなく、又この調査票は、他の目的には絶対に使用されないよう規定されていますが、申告者は、事実ありのままを期日までに申告して下さい。

提出期日 4月30日まで。

※印の欄は、申告者は記入しないで下さい。

筑路用高聚

昭和 年3月31日現在

※調査港 清	甲種 乙	港	申告者	事業所名
※調査票番号				所在地
※調査員の検印				氏名

1. 本調査票には、調査時において海上運送法(昭和24年法律第18号)に基き、船舶運航事業として、免許を受け、又は届出を行つているものについてのみ記入して下さい。
 2. 寄港地はその港の前後の寄港地のみを記入して下さい。但し、片寄港の場合は往航寄港は~~(回)~~、復航寄港は~~(回)~~と肩書きをして下さい。
 3. 本港寄港回数は、たとえば毎日2回、毎月10回のように記入して下さい。
 4. 発着の両端港では、発着回数を本港寄港回数の欄に記入し、並びに肩書きをして記入して下さい。